

平成28年9月9日

平成28年台風第10号による被害に係る 普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、平成28年台風第10号により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体

北海道 1市17町2村(計20団体)
岩手県 3市2町2村(計7団体)

2 繰上げ交付額(11月定例交付額の3割)

7,622百万円

3 日程

平成28年9月9日(金) 交付決定
平成28年9月12日(月) 現金交付

※繰上げ交付額の団体別内訳は、別紙のとおり

<参考>

- ・ 普通交付税の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの

自治財政局財政課 八矢、織田、宮原
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)
FAX 03-5253-5615

平成28年台風第10号による被害に係る
普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別内訳)

<北海道>

(単位:百万円)

団体名	繰上げ交付額
帯広市	1,006
南富良野町	178
音更町	357
士幌町	209
上士幌町	207
鹿追町	180
新得町	240
清水町	221
芽室町	254
中札内村	130
更別村	146
大樹町	222
広尾町	243
幕別町	409
池田町	207
豊頃町	163
本別町	206
足寄町	299
陸別町	157
浦幌町	221
合 計	5,255

<岩手県>

(単位:百万円)

団体名	繰上げ交付額
宮古市	756
久慈市	452
釜石市	362
岩泉町	324
田野畑村	138
野田村	113
一戸町	222
合 計	2,367